

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成20年9月2日(火)午後1時30分～午後3時23分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 小栗正雄, 末木宏典, 長谷川孝夫, 真子義秋(以上, 学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上, 弁護士), 櫻井登美雄, 水谷美穂子(以上, 裁判官)

(事務担当者)

太田雅夫(事務局長), 富山豊(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 青木克仁(少年首席書記官)

(庶務)

中村陽史(総務課長)

4 議 事

- (1) 前回から引き続いて「家事調停の運用について」をテーマに, 各委員から出された意見に対する検討状況等について事務担当者が説明し, これを受けて意見交換を実施した。

意見交換の概要は別紙のとおり

- (2) 「家事調停の運用について」は今回で終了とする。
- (3) 次のテーマについて, 裁判所から「少年事件について」としてはどうかとの提案があり, 次回の委員会で意見交換を行うこととした。続いて, 事務担当者から意見交換を求める事項について簡単な説明がされた後, ビデオ『少年審判～少年の健全な育成のために～』を視聴した。

5 次回の意見交換のテーマ

「少年事件について」

6 次回開催日時

平成20年12月1日（月）午後3時

(別紙)

ア 広報について

- 模擬調停を実施することをメディア，特にテレビで宣伝したらどうか。テレビの影響力は大きいので，活用したらよい。
- 出前講義は素晴らしい企画だと思う。これもテレビ等に出したらどうか。
- 県庁の社会部記者クラブに持ち込むのが一番であるが，投げ込みだけでなく，個々の記者に当たるのがよいと思う。記者レクの時間を作るのも一案である。
- 弁護士会でも担当委員が県庁内のクラブに行って，記事にしてもらえるようお願いしている。

イ 「調停のお知らせ」（調停の相手方に送付する文書）について

- 調停事件については，エレベーター内やロビー等の案内表示をグリーンに統一しているので，この文書も強調したい部分をグリーンにしてみた。
- 冒頭と同趣旨の二つの文章は必要なのだろうか。もっと事務的でもよいのではないか。
- 最初これを見たときは味がある文章だと思った。ただ同じような文章が続くのはくどいので，後の文章だけ残してもらえればと思う。
- 調停をやっている者の実感であるが，呼びつけられたこと自体で既に怒っている利用者があり，進行にたいへん苦勞する。そういう方にも来てもらえるよう，あえてくどい表現にしている。
- 私も調停に立ち会ったときにそういうことを感じたことがある。これは今までにないすごく優しい文章だと思う。相手はかなり被害意識を持って来るので，調停を進める側としては，どうしてもこのような表現になる。ただ最初の文章はなくても暖かい感じは残る。
- 今回の意見を参考に裁判所で検討していただきたい。

ウ 調停当事者からの意見聴取について

- 確かに、自分の思いどおりにいかない利用者が裁判所に苦情を言う可能性はあると思うが、客観的なデータが取れないから意見を聴かないということにはならないのではないか。意見を具体的に書いてもらえれば、耳を傾けるべきことはあると思う。自分が相談を受けていると、調停委員や調査官に対する不満はあるようだ。（相談者）本人の誤解によるときもあるが、そうでないときもある。だから、意見を聴くことは決して無駄ではないと思う。
- 苦情が裁判所に直接くることはあるのか。
- ◇ 電話による苦情が多い。どの事件かが分かれば、担当者に注意喚起しているが、匿名のクレームのときは研修等の機会に一般的に注意をしている。クレームの多数は、相手の話ばかり聞く、中立ではないなどの意見のようである。
- ◇ 当庁では、昨年12月から裁判所と調停委員の意見交換会を毎月行い、現状における問題点とその解決策について忌憚のない意見交換をしている。調停委員自ら失敗例を進んで出し合っていこうという意見もあり、裁判官、調査官からも指摘して、改善していこうと話している。
- 弁護士会にも会員個人の事務処理についてクレームがくる。クレームの内容は全部記録に残し、対象弁護士に報告するほか、一年分をまとめて報告している。それを年一回日弁連の苦情処理委員会が集めてフィードバックしている。
裁判所も、調停委員に対するクレームにどういうものがあるのかを記録に残しておき、事例集として一般的な指導に活用するとか、そういった態勢を作ってはどうか。記録に現れない暗数がどれくらいあるか分からないが、何らかの方法で調査、記録化することを考えてもらいたい。
- ◇ クレームを形として残すことをこれまで組織的には行っていなかったもので、今後参考にしたい。
- ◇ 外部の意見を聴くことは大事だと考えている。問題はどのような方向で聴くか

であり、特にひどいケースでは調査しながら対応することになるが、そうでないものについては事件処理の中で消化していくことになろう。アンケートという提案をいただいたので、この機会に裁判所としても何ができるか検討していきたい。

○ 私は市の教育委員をしているが、学校は外部評価するという流れになっている。裁判所も外部的評価にさらされた方がよいと思う。

○ アンケートを実施するとなると、どういう方向ですのかなどいろいろ検討しなければならないだろうから、すぐに実施するということにはならないと思われるが、ほかの裁判所はどうか。

◇ 全国的に見ると、アンケートを実施した裁判所は少ないが、何庁かあるようである。

○ 私は医療の現場にいるが、病院も意見箱を置けと言われている。出された意見は毎日整理して回答を出さないと、監査のときにチェックされる。クレームは病院だけでなく保健所、市役所、厚労省にもあり、私も厚労省から電話が来て確認を求められたことがある。医者もなるべくクレームを記録に残して自己防衛しないとつぶれてしまう。

そういう意味で、調停委員のなり手は多いのか少ないのか。

◇ 一般の調停委員は自薦他薦両方あるが、専門家調停委員のなり手は少ない。

○ 専門家調停委員より一般の調停委員の方に問題のある人が多い。

○ 非常勤の精神科医師として調停に立ち会った経験があるが、私と調査官、書記官は進行について意見が合っているのに、2人の調停委員の意見が異なっていて、これをどう同じ方向に進めていくか苦労した。

○ 学校評価制度は国の施策であり、法律、管理規則の中で各学校がそれぞれに合った評価システムを作っている。やはりアンケートのような数的評価の場合、数字が一人歩きしてしまうことが危惧される。

開かれた裁判所を実現するための一つの方法としてのアンケートには問題点

もあり，上級庁との調整等も関わってくるし，利用者の意見をどう集約するか
の工夫も必要となる。アンケートという方法だけでなく，普段から記録を集積
しておくことが必要であるし，研修の充実も図るべきである。ぜひ努力いた
だき，開かれた透明性のある，利用者が使いやすい裁判所の実現をお願いしたい。

※ ○印：委員発言 ◇印：事務担当者発言